

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：麻績村指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

旧麻績村（市野川棚田、真米棚田、根尾棚田、女刈棚田、下井堀棚田、野口棚田、矢倉棚田、梶浦棚田、井堀棚田）

旧日向村（野間棚田、桑関棚田、高棚田、野田沢棚田、桂棚田、中沢・横辻棚田、中芝・小東棚田、西之久保棚田、天の原棚田、井堀棚田）

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 令和 12 年 3 月まで棚田における耕作放棄率 0 %の現状を維持する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和 7 年 3 月までに棚田における用排水路を農業水路等長寿命化・防災減災事業により 3.7 km整備を行った。令和 12 年 3 月までに更に延長 3.0km 改良整備し、永続的な保全・活用に資する。
 - 令和 12 年 3 月までに棚田において畦畔刈り機等の導入を推進し、畦畔管理の軽減・農作業の省力化を図る。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和 12 年 3 月まで棚田におけるはぜかけ米の農協出荷分全量販売の現状を維持する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 令和 12 年 3 月までに旧麻績村・旧日向村の各いずれかの棚田において幼保小中学生に向けた自然ふれあいイベント（自然観察、里山ウォーキング等）を年間 1 回開催し、年間 30 人（新規:現状未開催）の参加者を確保する。
- ・良好な景観の形成
 - 令和 12 年 3 月までに棚田においてほ場の維持管理のため耕作できなくなったほ場等に、ヒマワリやコスモス等の景観作物を 1.0ha 栽培し、観光資源等として活用を図る。
- ・伝統文化の継承
 - 棚田において開催する農村交流体験イベント参加者へ、地元食材を使ったおやきや漬物等の食事を振舞い伝統食文化の継承に資する。

- ・集落機能の強化
 - 令和 12 年 3 月までに旧麻績村・旧日向村の各いずれかの棚田に地元住民と村外住民が交流するコミュニティサロンを開設する。
 - 地域運営組織と連携して、降雪時に地域集落内の道路や高齢者世帯の雪かき作業を実施し地域自治機能強化に資する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和 12 年 3 月までに旧麻績村・旧日向村の各いずれかの棚田において田植え、稲刈り等の農村交流体験イベントを年間 2 回開催し、年間延べ 250 人（拡大：現状年間延べ 200 人）の参加者を確保することで麻績村の関係人口を増やし、移住者・移住検討者の増加を図る。
- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - 令和 12 年 3 月までに棚田において美山錦や金紋錦等の酒造好適米の作付面積を 1.0ha から 1.2ha に増加させ、酒造好適米を原料とした日本酒のブランド化を図る。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 中山間地域等直接支払事業等を活用しながら、棚田における耕作放棄を防止する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 棚田において耕作放棄を防止するため、トラクター、畦畔草刈り機等の機械を導入し、農作業の共同化を推進する。
 - 棚田において畦畔草刈り機等の導入を推進し、畔管理の軽減・農作業の省力化を推進する。
 - 棚田における用排水路を農業水路等長寿命化・防災減災事業により改良整備し、永続的な保全・活用を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 棚田におけるはぜかけ米の農協出荷分全量販売を推進し、販路を維持する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 棚田における幼保小中学生に向けた自然ふれあいイベント（麻績村に生息する昆虫の多様性を伝え、希少な昆虫が残る自然環境を保全する意識の醸成を図

る自然観察会やはぜかけ等の農村特有の良好な景観と里山の昆虫類を採す、
棚田の地形的価値を生かした里山ウォーキング等）の取組など、豊かな自然
環境を活用して関係人口の創出・拡大を図る。

- ・良好な景観の形成
 - ・ 棚田においてほ場の維持管理のため耕作できなくなったほ場等に、ヒマワリやコスモス等の景観作物の栽培を実施するなど、良好な景観を確保し観光資源等として活用を図る。
- ・ 伝統文化の継承
 - ・ 棚田において開催する農村交流体験イベント参加者へ、地元食材を使ったおやきや漬物等の食事を振舞うなど伝統食文化の継承を図る。
- ・ 集落機能の強化
 - ・ 棚田にコミュニティサロンを開設する。
 - ・ 地域運営組織と連携して、降雪時に地域集落内の道路や高齢者世帯の雪かき作業を実施するなど地域自治機能強化を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・ 農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。
- ・ 棚田米等を活用した六次産業化の推進
 - ・ 棚田において酒造好適米の作付けを推進するとともに、酒造好適米を原料とした日本酒のブランド化に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

麻績村指定棚田地域振興協議会は、麻績村、農業委員会、農業者、農業者団体、地域住民等で構成。

参加者の所属又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし